

高知総合リハビリテーション病院 介護医療院だより ほっこり



ごあいさつ

コスモスの花が秋風に揺れる心地の良い季節となりました。
この夏、新型コロナウイルス感染の波が当院にも押し寄せ、今までにない
嚴重な対応を余儀なくされました。その為、一時入浴などの通常業務に支
障をきたす事もありましたが、現在は無事に収束しております。その間、
ご家族の皆様にはご心配やご不便をおかけし、大変申し訳ありませんでした。
今後も介護医療院スタッフ一丸となり、感染対策に力を入れてまいります。
ご家族様においては、日中の暑さと夜の気温差の大きい時節



介護医療院 職員一同

6月～8月のレクリエーションの風景



紫陽花を咲かせましょう



傘に紫や桃色の
玉を投げ入れます



紫陽花の花が咲きました～



星の的当てゲーム



上手に当ててましたよ！



よさこい踊り



スタッフと一緒に
よっちょれ！よっちょれ！



面会制限が続いており、ご家族・関係者方々には大変
ご迷惑をおかけしております。気になる事、ご心配さ
れている事があれば、遠慮なくお問い合わせください。

ご相談先：地域医療連携室 Tel:088-845-1641 (代)

裏面に「介護医療院入所費用について」
掲載していますので、ぜひご覧ください。
次回は、介護医療院で働くスタッフの紹
介を掲載予定です。



次回冬号 2022年12月頃

介護医療院入所費用について

介護保険施設入所サービスを利用した場合、居住費・食費は自己負担となります。
ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の負担限度額が定められ、費用負担が軽減されます。

●介護サービス利用時の自己負担額

$$\boxed{\text{サービス基本料金 (1割~3割)}} + \boxed{\text{食費}} + \boxed{\text{居住費}} + \boxed{\text{日常生活費・医療費}} = \boxed{\text{自己負担額}}$$

※病衣等の利用料は別途請求



〔認定要件〕

軽減を受けられる対象者は次の3つのいずれにも該当する方です。

- ① 本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること
- ② 本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税であること
- ③ 預貯金等合計額が、基準額以下(※【負担限度額】参照)であること



【負担限度額】

	所得状況	預貯金等の資産の状況	居住費の負担限度額 (円/日)	食費の負担限度額 (円/日)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給の人 ・生活保護を受給されている人 	単身：1000万円以下 夫婦：2000万円以下	0円	300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人 	単身：650万円以下 夫婦：1650万円以下	370円	390円
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人 	単身：550万円以下 夫婦：1550万円以下	370円	650円
第3段階③	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人 	単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下	370円	1,360円
第4段階	上記以外の人		580円	1,445円

◎介護負担限度額認定証は毎年更新制で所得のわかるもの(通帳のコピーなど)の添付が必要です。

2022年度に減額対象の方は例年6月中旬ごろに各市町村から申請書が発送されます。また、2022年度減額対象にならなかった方も収入や預貯金の状況により次年度は対象になる場合もありますのでお住まいの市町村にご相談ください。

制度内容等不明な場合、当院[地域医療連携室](#)へお声がけください。